ないかくかんぼう しょうがい りゅう きべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう 内閣官房における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

もくてき (目的)

第1条 この要領(以下「対応要領」という。)は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9 では、 第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)第9 を 第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、法第7条に規定する事項に関し、内閣官房職員(非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害(身体障害、知的障害、精神障害(発達障害及び高)とようがいるべ高、という。)をいう。以下同じ。)を理由として、障害者(障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。)でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、スっし、またの、関連方のとおり、でない者。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢 ない しょうがいしゃ けんりりえき しんがい 障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢 及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ

ごうりてき はいりょ いか ごうりてきはいりょ 合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)の提供をしなければならない。 これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

- 第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者(以下「監督者」という。)は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。
 - 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関助し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

 - さん ごうりてきはいりょ ひつようせい かくにん 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、 こうりてきはいりょ ていきょう てきせつ おこな 合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かできょう たいしょ つ適切に対処しなければならない。

ちょうかいしょぶん (懲戒処分)

第5条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対し、不当な をつてきとりあつか をし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の 差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の 不提供をした場合には、その態様等によって、職務上の義務に違反し、又は 職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分に付されることがあることに留意 しなければならない。

(相談体制の整備)

- 第6条 内閣官房に、その職員による障害を理由とする差別に関する はようがいしゃおよ かぞく た かんけいしゃ そうだんとう てきかく たいおう 障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための 相談員を置く。相談員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 一 内閣総務官が指名する内閣参事官
 - こ 内閣総務官が指名する内閣総務官室企画官

 - たないかくそうむかん しゅい もの の他内閣総務官が指名する者

- 2 相談員は、相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファックス、電子メールなど、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段について、適切に配慮しなければならない。
- 3 相談員に寄せられた相談等は、内閣総務官室に集約し、相談者の プライバシーに配慮しつつ相談員間で情報共有を図り、以後の相談等にお いて活用することとする。
- 4 相談員は、相談等への的確な対応に必要な知識の修得等に努めなければならない。

(研修・啓発)

- 第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、法や基準な行うし、対応要領の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行うものとする。特に、新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるものとする。また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるものとする。また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるものとする。
- 2 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、性別や年齢等にも配慮していますがいしゃ てきせつ たいおう つつはう まにゅある かつようとう つつ障害者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

前 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

ぶ紙

内閣官房における障害を理由とする差別の解消の推進に関する たいおうようりょう かか りゅういじこう 対応要領に係る留意事項

だい なとう きべつてきとりあつか きほんてき かんが かた 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。なお、車椅子、補助犬そのための支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

第2 正当な理由の判断の視点

 職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に せつめい りかい え 説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方 が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

だい なとう さべってきとりあつか れい 第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び
世いとうりゅうがあるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例及び
正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は
いか
以下のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これ
らの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについ
ては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要である
こと及び正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、
ごうりてきはいりよ
の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意
する。

(正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例)

- 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、 ばんまれっとではようとうでは、 パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- 障害があることを理由として、一律に説明会、シンポジウム等への出席を 指む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、 ・ 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、 ・ またの際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障が ないにもかかわらず、障害を理由に付き添い者の同行を拒む。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性 などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用

を拒否する。

- 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣いや接客の態度 など一律に接遇の質を下げる。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

- でっしゅう ともな こうぎ まっしゅう ひっよう きぎょう すいこうじょうぐたいてき きけん 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の はっせい みこ しょうがいとくせい こっしゅう 発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習せってい とうがいしゃほんにん あんぜんかくほ かんてん を設定する。(障害者本人の安全確保の観点)
- 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う。(行政機関の損害発生の防止の観点)
- でようせいてつづき おこな しょうがいしゃほんにん どうこう もの だいひつ さい 行政手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、 ひっょう はんい ぶらい はしー はいりょ 必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況 で本人の手続の意思等を確認する。(障害者本人の損害発生の防止の観点)

だい こうりてきはいりょ きほんてき かんが かた 第4 合理的配慮の基本的な 考 え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、またからした又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業をでうに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うこととならないよう、社会的障壁の除去が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者のをけんがいます。とのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者のとのいわゆる「社会であり、できまするようできないよう、ではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者のとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、定事であるようないおう、対応がいる。

実施に伴う負担が過重でないものである。

2 合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲 で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較にお いて同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の もくてき ないよう きのう ほんしってき へんこう およ 目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。そ でいきょう。
の提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれ ている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について. とうがいしょうがいしゃほんにん いこう そんちょう だい かじゅう ふたん きほんてき かんが かた 当該障害者本人の意向を尊重しつつ「第5 過重な負担の基本的な考え方」 た物の まうそ こうりょ だいたいそち せんたく あく そうほう けんせつてきたいわ そうご に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互 りかい つう ひつよう ごうりてき はんい じゅうなん たいおう ひっょう 理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。 建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための ʊっょぅ ヒっげんかのぅ たいぉぅぁん しょうがいしゃ しょくいん とも かんが 必要かつ実現可能な対応案を障害者と職員が共に考えていくために、双方 がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が しゃかいてきしょうへき じょきょ なだんこう たいさく とうがいきょうせいきかん たいおう 社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、当該行政機関として対応 がのう。とりくみとう。たいわったが、きょうゆう。 とう けんせつてきたいわ つう そうこりがい ふか 可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、 様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられ る。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて 変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、 ねんれい じょうたいとう はいりょ 年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害 に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合には、その都度の合理的配慮でいきょう の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期できなコストの削減・効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する記慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、がくだいもじ、変数、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚によるでは大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚によるではしていたで、意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳等を介するものを含む。)により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思をいる。 これなん ばあい しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ かいじょしゃ ほうていだいりにんとう 表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、 コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。 なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人

だい かじゅう きたん きほんてき かんが かた第5 過重な負担の基本的な考え方

かじゅう またん かくだいでき けんとう かじゅう またん かくだいかいしゃく 過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、 くたいてきばめん じょうきょう おう とうこうてき きゃっかんてき ばんだん 具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

- し む また しぎょう えいきょう ていど じ む また しぎょう もくてき ないよう きのう そこ 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的・内容・機能を損なう か否か)
- じっぱんかのうせい ていど ぶっりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく 実現可能性の程度 (物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ひょう ふたん ていど 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の例

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯 スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いた り、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻回に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を よびらなきん 扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の がくほ こんなん ばあい とうがいしょうがいしゃ じじょう せつめい たいおうまどぐち ちか 確保が困難である場合に、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに ながいす いどう りんじ きゅうけいす ペー す ちう 長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員 が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くこと が難しい聴覚障害のある者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を活用 など、分かりやすく案内し誘導を図る。
- イベント会場において知的障害のある子供が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から子供の特性やコミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
- 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、 もと おう といれ こしっ あんない 求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、 にようがいしゃほんにん きぼう おう どうせい しょくいん あんない 障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。

(合理的配慮に当たり得る情報の取得、利用及び意思疎通への配慮の例)

○ 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、触覚による意思伝達等の

こみゅにけっしょんしゅだんもちコミュニケーション手段を用いる。

- 会議資料等について、点字、拡大文字などの形式が異なる資料を使用する際は、ページ番号等の違いに配慮した説明を行う。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は ちょうかく に覧 害のある委員や知的障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行 を心掛けるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポート を行うなど、可能な範囲での配慮を行う。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。

- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら応対する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は 24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。

(ルール・慣行の柔軟な変更の例)

- □ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続 □ 順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、 とうがいしょうがいしゃ じゅんばん く 当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い はき かくほ 席を確保する。
- しゃりょうじょうこうばしょ しせっていりぐち ちか ばしょ へんこう 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 庁舎の敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる ばあい つうじょう しょうがいしゃせんよう 場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更す

る。

- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、不随意の発声等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得 ○ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得 られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

- イベント会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断ること。
- でんわりょう こんなん しょうがしゃ でんわいがい しゅたん かんしゅてつっき おこな 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による 電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、メールや 電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断ること。
- 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める もうして 申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしている りゅう ことを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況 等を確認することなく、一律に介助者の同席を断ること。
- 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者から

オクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例)

- 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、そのではよう ことや ひつよう はんい ほんらい ぎょうむ まずい 提供を断ること。(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- イベント当日に、視覚障害のある者から職員に対し、イベント会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから対応を断ること。(過重な負担(人的・体制上の制約)の視点)